

VII 食品衛生課

食品衛生課は、食品衛生法に基づく総合衛生管理製造過程の承認・立入調査や登録検査機関の登録・立入検査以外に、輸出水産食品や食肉の認定施設等への査察、健康増進法に基づく虚偽誇大広告等の監視指導などの業務を実施しています。

1 食品衛生法に基づく総合衛生管理製造過程の承認等の業務

(1) 概要

加工食品の危害発生を未然に防ぐ手法として、食品の原料受入から製造・出荷までのすべての工程において危害分析し、これを除去できる重要な工程を連続的に監視・記録するシステム(HACCP)があります。

総合衛生管理製造過程は、HACCPに基づいて衛生管理を実施する施設を厚生労働大臣が承認する制度です。食品衛生課では食品工場からの申請書の受理・審査や承認、さらに承認後の定期的な監視を行っています。

本制度は、以下の食品が対象となっています。

- ア 牛乳、山羊乳、脱脂乳、加工乳
- イ クリーム、アイスクリーム、無糖練乳、無糖脱脂練乳、脱脂粉乳、発酵乳、乳酸菌飲料、乳飲料
- ウ 清涼飲料水
- エ 食肉製品（ハム、ソーセージ、ベーコンその他これらに類するもの。）
- オ 魚肉練り製品（魚肉ハム・ソーセージ、鯨肉ベーコンその他これらに類するもの。）
- カ 容器包装詰加圧加熱殺菌食品（食品であって、気密性のある容器包装に入れ、密封した後、加圧加熱殺菌したもの。）

なお、本制度は令和2年6月1日で廃止となりますが、既に承認した施設については承認期間満了まで監視を継続することとなっています。

(2) 業務実績（「総合衛生管理製造過程による食品の製造等の承認施設（26施設、29食品群、41品目）」は参考資料4（1）参照）

東北厚生局では、東北管内にある26承認施設41品目について、承認品目毎に立入検査等を実施し、改善を要する施設には、文書で改善指導しました。

- ア 新規の申請
令和元年度に申請した施設はありませんでした。
- イ 変更の申請
令和元年度に申請した施設はありませんでした。
- ウ 承認対象品目の返上等
令和元年度に承認を更新しなかった施設は、10施設でした。

実績推移	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
新規申請	0件	0件	0件	0件	0件
一部承認変更申請	2件	0件	2件	0件	0件
承認更新申請	5件	16件	16件	5件	5件
承認対象品目の返上等	2件	1件	1件	1件	10件
立入検査等	16件	16件	16件	10件	7件

(3) 食品品目毎の承認状況

承認件数	乳	乳製品	食肉製品	魚肉練り製品	容器包装詰加圧加熱殺菌食品	清涼飲料水	合計
東北	17	11	9	1	0	3	41

2 食品衛生法に基づく登録検査機関の登録等の業務

(1) 概要

登録検査機関が輸入食品等の製品検査を実施する場合は、厚生労働大臣の登録が必要となります。食品衛生課では、登録申請のあった検査機関の検査精度や正確性に関する適合状況等を事前に審査しています。また、登録後においても、適切な管理下で理化学的検査や細菌学的検査や動物を用いる検査が実施されているか確認するための定期的な立入検査を行っています。

(2) 業務実績（「食品衛生法に基づく登録検査機関（10機関）」は参考資料4（2）参照）

令和元年度における東北6県の登録検査機関は10施設で、東北厚生局ではこれらすべての施設について立入検査を実施し、改善を必要とする事項は文書で通知しました。

なお、令和元年度に更新等が行われた施設や変更の申請や届出については、以下のとおりです。

ア 業務規程の変更認可

令和元年度において、2件認可しました。

イ 登録の更新申請に係る通知

令和元年度において、該当はありませんでした。

ウ 新規申請に係る登録及び製品検査の業務廃止

令和元年度において、該当はありませんでした。

実績推移	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
登録検査機関・検査施設数	11施設	11施設	11施設	11施設	10施設

3 輸出水産食品の認定施設などに対する査察等の業務

(1) 概要

米国やEU（欧州連合）等の国では、諸外国から輸入される食品について、自国と同等の衛生的な管理（HACCP等）を輸出国へ義務づけています。食品衛生課では、受入国の基準を満たした国内の水産食品の製造・加工施設に対して定期的な査察を行っています。また、韓国、中国、台湾、メキシコ及びインド向けの水産食品にあたっては、これらの国から衛生証明書の添付が求められているため、衛生証明書発行の業務を行っています。

(2) 対米輸出水産食品の認定加工施設への査察等

ア 概要

米国へ水産食品を輸出する場合、製造・加工施設におけるHACCPの手法に基づいた衛生管理の実施や都道府県等による施設の認定・監視、さらに各地方厚生局による現地査察の実施等が必要となります。

食品衛生課では、現地査察を実施し、製造・加工施設の衛生管理等について確認しています。

イ 業務実績（「対米輸出水産加工認定施設（3施設）」は参考資料4（3）参照）

令和元年度は、認定された以下の3施設について、現地査察を実施しました。

- ①成邦商事(株)（青森県青森市：冷凍ホタテ貝柱）
- ②武輪水産(株)（青森県八戸市：しめ鯖）
- ③(株)中外フーズ（福島県伊達郡梁川町：味付数の子、ほっき、いい蛸等）

なお、新規の認定や取り消しを行った施設はありませんでした。

実績推移	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
認定施設数	3施設	3施設	3施設	3施設	3施設

(3) 対EU輸出水産食品の認定加工施設等への査察等

ア 概要

EUへ水産食品を輸出する場合、輸出国の製造加工施設や生産漁船等はEUの定めた認定や登録要件に適合する必要があるため、また、輸出毎に食品・動物衛生証明書（以下、「衛生証明書」）を添付することが義務づけられています。

また、漁業従事者を含む関係事業者が遵守すべき水産物の衛生的な取扱いやHACCPシステムを導入した加工施設の衛生管理以外に、衛生証明書の発行や都道府県等による施設の監視、さらに各地方厚生局による現地査察の実施等が必要となります。

食品衛生課では、認定施設に対し、6カ月に1回以上、登録市場へは年に1回の現地査察を実施しています（令和2年度より登録市場の監視は農林水産省へ移管します）。

イ 業務実績（「対EU輸出水産食品取扱認定施設及び登録市場（認定施設：1施設、登録市場：1施設）」は参考資料4（4）参照）

令和元年度は、以下の認定施設等について、現地査察を実施しました。

- ①成邦商事(株)（認定施設）

②地方卸売市場八戸市第三魚市場A棟（登録施設）

③青森市保健所（衛生証明書発行機関）

また、陸奥湾西部海域を対 EU 輸出ホタテガイの生産海域とすることに承認し、その結果、自治体により新規海域として指定されました。

実績推移	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
認定施設数	1 施設	1 施設	1 施設	1 施設	1 施設
登録施設数	1 施設	1 施設	1 施設	1 施設	1 施設

（４）対韓国輸出水産食品の衛生証明書発行業務等

ア 概要

韓国へ冷凍食用鮮魚介類頭部や冷凍食用鮮魚介類内臓を輸出する場合、処理施設等の事前登録や輸出国の関係当局が発行した証明書の添付が求められています。

食品衛生課は、輸出者から衛生証明書発行の申請書が提出された場合、審査し、衛生証明書を発行しています。また、東北厚生局管内の登録施設は、令和 2 年 3 月 31 日現在、5 施設あり、必要に応じて監視等を実施しています。

イ 業務実績（「韓国向け輸出水産食品加工施設（5 施設）」は参考資料 4（5）参照）

令和元年度は、衛生証明書を 1 件発行しました。

また、新規の認定や取り消しを行った施設はありませんでした。

実績推移	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
衛生証明書発行件数	0 件	0 件	2 件	0 件	1 件

（５）対中国輸出水産食品の衛生証明書発行業務等

ア 概要

中国へ水産食品を輸出する場合は、処理施設等の事前登録や輸出国の行政機関が発行した衛生証明書の添付が求められています。

食品衛生課では、輸出者から衛生証明書発行の申請書が提出された場合、審査し、衛生証明書を発行しています。

また、東北厚生局管内の登録施設は、令和 2 年 3 月 31 日現在、215 施設あり、必要に応じて監視等を実施しています。

イ 業務実績

令和元年度は、衛生証明書を 336 件発行しました。

実績推移	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
衛生証明書発行件数	244 件	334 件	156 件	283 件	336 件

*平成26年1月1日より発行

(6) 対台湾輸出貝類の衛生証明書発行業務等

ア 概要

台湾に貝類を輸出する場合は、取扱施設輸出国の行政機関が発行した衛生証明書の添付が求められています。

食品衛生課では、輸出者から衛生証明書発行に係る申請書が提出された場合、審査し、衛生証明書を発行しています。また、東北厚生局管内の施設に対し、必要に応じて調査を実施しています。

イ 業務実績

令和元年度は、衛生証明書を147件発行しました。

実績推移	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
衛生証明書 発行件数	4 件※	148 件	147 件

*平成30年1月1日より発行

(7) 対メキシコ輸出水産食品の衛生証明書発行業務等

ア 概要

メキシコに水産食品を輸出する場合は、取扱施設輸出国の行政機関が発行した衛生証明書の添付が求められています。

食品衛生課では、輸出者から衛生証明書発行に係る申請書が提出された場合、審査し、衛生証明書を発行しています。

イ 業務実績

令和元年度は、衛生証明書の発行はありませんでした（平成30年8月31日より発行）。

(8) 対インド輸出水産食品の衛生証明書発行業務等

ア 概要

インドへ水産食品を輸出する場合、処理施設等の事前登録や輸出国の関係当局が発行した証明書の添付が求められています。

食品衛生課は、輸出者から衛生証明書発行の申請書が提出された場合、審査し、衛生証明書を発行しています。また、東北厚生局管内の登録施設は、令和2年3月31日現在、6施設あり、必要に応じて監視等を実施しています。

イ 業務実績（「インド向け輸出水産食品登録施設（6施設）」は参考資料4（6）参照）

令和元年度は、衛生証明書の発行はありませんでした（平成30年6月22日より発行）。また、新規の登録施設は4施設でした。

実績推移	平成 30 年度	令和元年度
新規登録施設	2 件	4 件

4 輸出食肉の認定施設などに対する査察等の業務

(1) 概要

米国等へ食肉を輸出する場合、厚生労働省により施設等の衛生管理や食肉検査体制等について施設認定を受ける必要があります。

東北厚生局では、所管する認定施設や食肉衛生検査所に対して、適正な衛生管理や衛生証明書の管理状況等の確認のため、査察を実施しています。

令和2年3月31日現在、米国、カナダ、オーストラリア、シンガポール、台湾及び香港向けの食肉施設を所管しています。

(2) 業務実績（「対米、対カナダ、対オーストラリア及び対香港輸出食肉認定施設（1施設）」「対シンガポール輸出食肉認定施設（2施設）」「対台湾輸出食肉認定施設（3施設）」は参考資料4（7）～（9）参照）

令和元年度は、認定された以下の施設について、通知に基づき現地査察を実施しました。

- ・株式会社いわちく（岩手県紫波郡紫波町）

米国、カナダ、オーストラリア、シンガポール、台湾及び香港向けの牛肉の取扱施設

実績推移	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
査察回数	14回	12回	12回	12回	11回

- ・株式会社ミートランド（秋田県鹿角市）

シンガポール向けの豚肉の取扱施設

実績推移	令和元年度
査察回数	1回

5 健康増進法に基づく虚偽誇大広告等の規制に関する業務

(1) 概要

食品として販売されているものの中には、必ずしも実証されていない健康の保持・増進効果についての虚偽又は誇大な表示がされているものが見受けられ、さらにそれらの食品を長期的かつ継続的に消費することにより、消費者が必要とする診療の機会を逸するなど、健康に重大な支障を引き起こす可能性があります。このような虚偽又は誇大な表示は健康増進法で禁止されています。

食品衛生課では、消費者庁や都道府県等と連携し、食品の不適正な広告等の監視を行っています。

(2) 業務実績

自治体からの事例報告の受理件数は48件でした。

実績推移	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
自治体からの事例報告の受理件数	27 件	28 件	55 件	72 件	48 件

6 大規模食中毒発生時の関係機関との調整に関する業務

(1) 概要

500名を超える大規模な食中毒患者が発生した場合や食中毒患者の所在地が複数の都道府県にわたる広域食中毒の場合に、厚生労働大臣は都道府県知事等に対して調査の要請を求めることができます。また、事故の発生状況に応じて地方厚生局職員が現場に派遣され、都道府県等との連絡調整、情報収集、現場調査の立ち会いを行います。

「食品衛生法等の一部を改正する法律」（平成30年法律第46号）の公布に伴い、広域的な食中毒事案の発生や拡大防止のため、国及び都道府県等は相互に連携を図りながら協力することされ、毎年度定期的な場合や、緊急を要する場合に広域連携協議会を開催することとなっております。

(2) 令和元年度の業務実績

平成31年4月15日に第1回広域連携協議会を開催しました。